



# 請 書 ( 賃 貸 借 )

年 月 日

大泉町長 様

住 所  
受注者  
氏 名  
印

1 件 名

2 期 間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 履行場所

4 賃 借 料 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考

上記について裏面契約条項承諾の上、御請け致します。

表記の役務について発注者と受注者は裏面の契約条項を特約する。

第1条 受注者は、1箇月分の賃貸借を完了したときは、発注者に書面により通知しなければならない。

第2条 発注者は、賃貸借が完了し、適法な方法により請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

第4条 契約期間の変更等により賃貸借期間の末日が月の中途になったときは、その月の賃借料は日割計算とする。

第5条 受注者は、賃貸物件に受注者の所有物である旨の表示をすることができる。

第6条 発注者は、賃貸借の終了又は契約解除により賃借物件を返還する場合は、受注者に対して撤去する旨通知しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに撤去しなければならない。

3 前項の撤去に要する費用は、受注者の負担とする。

第7条 前項の場合において、発注者は、受注者から未済部分の契約金額に対して、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額を延滞金として徴収する。

第8条 発注者は、受注者の債務不履行その他不誠実の行為があったときは、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、発注者は、受注者から契約金額の10分の1を違約金として徴収する。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第9条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるときは、契約を解除することができる。この場合、受注者は、発注者に対して損害の賠償を求めることができる。

第10条 受注者は、発注者の代金支払いが前項の期日より遅延したときは、期限の翌日より政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合をもって遅延利息を請求することができる。

第11条 発注者は、受注者が次のイからトのいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ その他役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は異議を申し立てないものとする。

第12条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。